

6 新食第 1 7 6 1 号
令和 6 年 1 0 月 2 5 日

日本農林規格調査会会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

日本農林規格の制定について（諮問）

下記 1 及び 2 に掲げる日本農林規格については、制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 食品における相対モル感度を利用した定量法に関する一般要求事項の日本農林規格
- 2 米中の 4-アミノ酪酸（GABA）の定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格